

市議会Q&A



Q1 会津若松市議会の議員は何人いるのですか？

A 28人です。

議員は、選挙で選ばれた市民の代表であり、定数は条例で決められています。
任期は4年です。(議員名簿はP29参照)



◆議員定数の推移 (本市人口は各年10月1日現在のもの)

時 期	昭和22年4月選挙	昭和62年4月選挙	平成11年4月選挙	令和元年8月選挙
議員定数	36人	32人	30人	28人
本市人口	59,318人	118,780人	118,381人	119,820人



Q2 会津若松市議会議員にはどうすればなれますか？

A 選挙権のある満25歳以上の方が立候補できます。

そして4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選する必要があります。(P16参照)

なお、条件付きですが、選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成などについては、その一部が公費で賄われます。



Q3 仕事を持っている人も議員になれますか？

A なれます。

市議会議員にも、兼職の禁止*など一定の制約はありますが、会津若松市議会でも、議員以外の仕事をしている人がいます。



※兼職の禁止

市議会議員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼職できないことが、地方自治法第92条に規定されています。



Q4 議会へ要望する場合どんな方法がありますか？

A 請願、陳情という方法があります。

様式に決まりはありませんが、要望者の住所、氏名、要望の趣旨などの記載が必要です。

なお記載例が17ページにありますので参考にしてください。また、提出される際には、お気軽に議会事務局(電話0242-39-1323)へご相談ください。

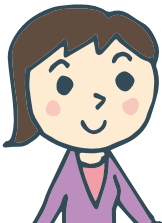


Q5 請願と陳情の違いはなんですか？

A 請願も陳情も同じ取り扱いをします。

請願はその権利が憲法により保障され、地方議会への請願は、地方自治法において取り扱いが規定されています。

陳情には法の規定がないことから、陳情の扱いは各地方議会でも異なっていますが、会津若松市議会では請願も陳情も同じ取り扱いをします。(P16～17参照)



Q6 議員は報酬(給料)をいくらもらっているのですか？

A 一月当たり議長51万4千円。副議長47万7千円。議員44万7千円です。

報酬の額については、市民など10人以内で組織される「会津若松市特別職報酬等審議会」の意見を聴くことになっています。なお推移は下の表のとおりです。



◆議員及び市長の報酬の推移

区分	改正年月日(単位:円/月額)				令和2年4月1日現在の条例に基づく1年間の報酬・期末手当等の額(単位:円)
	平成6年10月1日	平成8年4月1日	平成16年1月1日	平成25年1月1日	
議長	550,000	582,000	553,000	514,000	8,234,280
副議長	510,000	540,000	513,000	477,000	7,641,540
議員	478,000	506,000	481,000	447,000	7,160,940
改正前対比	—	+5.8%	△5%	△7%	—
市長	1,095,000	1,159,000	1,008,000	937,000	15,099,740



Q7 議員は、退職後に議員年金をもらえるのですか？

A 議員年金制度は平成23年6月に「廃止」となりました。

制度廃止以降、新たに議員となった者には、議員年金は給付されません。また、現職議員のうち、平成23年6月1日時点で在籍11年未満の議員であった者は掛け金に応じた退職一時金を受給し、在職12年以上の者は退職一時金または退職年金のいずれかを受給することとなりました。



Q8 会派について教えてください

A 市政に対する考えの似た議員同士が集まって結成したものを会派といいます。

本市の場合、3人以上で構成されている団体を「交渉会派」と呼び、議会運営委員会や各派代表者会議に参加することなどができます。現在、交渉会派は6会派ですが、それ以外の会派（3人未満の会派）もあります。会派の名称は、次のページ「政務活動費会派別支出状況」のとおりです。各議員の所属する会派は29ページのとおりです。



Q9 政務活動費は議員が自由に使えるお金なのですか？

A 議員一人当たり月額3万5千円が交付されますが、自由には使えません。

政務活動費は、地方自治法及び市政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、市政に関する調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、会派へ交付されます。

なお、令和元年度（議員改選後）の支出状況は次のページのとおりです。収支報告書の閲覧を希望される方は、議会事務局（電話0242-39-1323）までお問い合わせください。



◆令和元年度政務活動費会派別支出状況（※議員改選後 令和元年8月～令和2年3月の状況）（単位：円）

項目	会派名 (構成員数)	市民クラブ (6人)	フォーラム会津 (5人)	社会民主党 ・市民連合 (4人)	創風あいづ (4人)	公明党 (3人)	みらいの会 (3人)	日本共産党 会津若松市議団 (2人)	夢クラブ (1人)	合計 (28人)
	収入									
	当初交付上半期 (8月～9月)	420,000	350,000	280,000	280,000	210,000	210,000	140,000	70,000	1,960,000
	当初交付下半期 (10月～3月)	1,260,000	1,050,000	840,000	840,000	630,000	630,000	420,000	210,000	5,880,000
	交付額合計(A)※1	1,680,000	1,400,000	1,120,000	1,120,000	840,000	840,000	560,000	280,000	7,840,000
支出	研究研修費	109,400	0	43,760	250,110	368,430	0	167,440	0	939,140
	調査旅費	554,466	595,339	319,496	269,429	43,320	380,193	0	112,638	2,274,881
	資料作成費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資料購入費	174,858	6,200	54,402	69,647	42,200	4,557	12,890	0	364,754
	広報費	0	0	283,140	242,550	0	393,800	401,260	180,950	1,501,700
	広聴費	0	0	20,984	0	0	0	0	0	20,984
	人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務費	77,481	17,038	117,083	94,614	62,164	58,167	9,615	15,192	451,354
	要望・陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出合計(B)	916,205	618,577	838,865	926,350	516,114	836,717	591,205	308,780	5,552,813
政務活動費 支出額(C)	916,205	618,577	838,865	926,350	516,114	836,717	560,000	280,000	5,492,828	
会派負担額 (C) - (A)※2	0	0	0	0	0	0	31,205	28,780	59,985	
返還額(A) - (C)	763,795	781,423	281,135	193,650	323,886	3,283	0	0	2,347,172	

※1 交付額は議員1人当たり月額35,000円。上半期及び下半期の2回に分けて交付。

※2 交付額を超える支出については、会派の負担とする。

◎政務活動費の主な使途基準

項目	内 容
研究研修費	研究会及び研修会等の開催及び参加に係る会場費、講師謝金、出席者負担金等
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査等に係る交通費、旅費、宿泊費等
資料作成費	調査研究活動に係る印刷製本代、翻訳料等
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入経費等
広報費	議会活動等を市民に報告し、広告宣伝するために要する広報紙作成経費等
広聴費	市民からの市政、会派の政策等に対する要望および意見の聴取に要する会議費等
人件費	調査研究活動を補助する者を臨時に雇用するために要する経費等
事務費	会派が行う調査研究活動のために必要な消耗品費、リース代、郵券代等
要望・陳情活動費	会派が市政に関する内容について要望・陳情活動を行うために要する旅費等



Q10 議員は議会のない時は何をしているのですか？

A 議員の活動は、本会議、委員会等の会議に参加することだけではありません。

議員は、

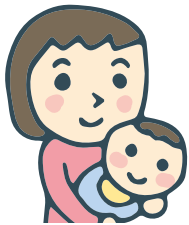
①市長などから提案された議案等の精読や調査

②さまざまな市民相談への対応

③さまざまな会議への参加（P10～11参照）

④全国からの議会視察への対応や情報交換

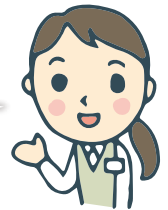
などを通して、政策課題の解決に向けた調査研究に取り組んでいます。



Q11 議員の連絡先を教えてください。

A 議員の連絡先は29ページをご覧ください。

なお、市議会ホームページ (<https://www.city.aizuwa-kamatsu.fukushima.jp>)にも議員の紹介ページがありますので、こちらもぜひご覧ください。



次のページから
.....
議会の活動を詳しく
.....
ご紹介します。
.....

